

第1部 総 則

第1章 計画の方針

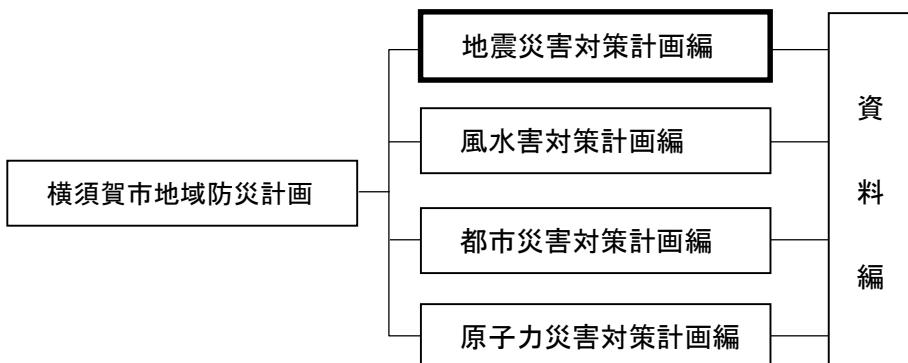
第1節 計画の構成

1 横須賀市地域防災計画の全体構成

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として、横須賀市防災会議が策定する計画であり、災害の種類に応じて「地震災害対策計画」、「風水害対策計画」、「都市災害対策計画」、「原子力災害対策計画」に区分し、4編で構成している。

なお、災害対策基本法第42条の2の規定に基づき、地区居住者等からその地区的特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、別に定める手続きにより必要と認めたものを、横須賀市地域防災計画に定めることとする。

また、各編に必要な資料及び地区防災計画を「資料編」として編集している。



2 計画の修正

横須賀市地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

3 他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

横須賀市地域防災計画は、神奈川県地域防災計画、横須賀市国土強靭化地域計画との整合性及び災害対策基本法第41条に掲げる防災に関する計画との関連性を有する。

第2節 横須賀市地域防災計画「地震災害対策計画編」の方針

1 計画の目的

横須賀市地域防災計画「地震災害対策計画編」（以下、本計画）は、本市、指定地方行政機関、警察、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災機関がその対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、「安全で安心して暮らせる社会の実現」を目的とする。

2 計画の構成・内容

本計画は、地震災害対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものであり、本市が行うべき各種対策を、「予防」「応急対策」「復旧・復興」の時系列ごとに配することにより、各部局の業務に応じた活動細部計画及び関係機関等の防災計画の策定、諸活動の実施等における基本体系となる構成になっている。

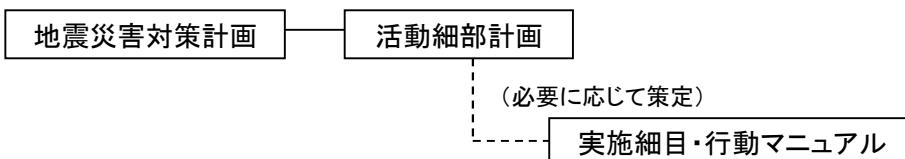
本計画の構成及び主な内容は次のとおりである。

構 成	主 な 内 容
第1部 総 則	本市に影響が懸念される地震及び被害想定、本市及び防災関係機関等が行うべき業務の大綱等
第2部 災害予防 計 画	被害を未然に防止又は最小限に止めるために、本市、防災関係機関、市民、事業者等が行うべき措置など
第3部 災害応急 対策計画	地震発生直後から応急対策の終了に至るまでの間における、災害応急対策にかかる体制・措置など
第4部 災害復旧・ 復興計画	市民生活の早期回復と生活安定を図るための措置、公共施設の復旧及び復興事業など
第5部 南海トラフ 地震防災対策 推進計画	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進における、本市、防災関係機関、市民、事業者等がとるべき措置など

3 活動細部計画

各部局は、本計画に基づく対策の実施に関し、活動細部計画を策定する。

なお、活動細部計画は隨時検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。



4 計画の習熟

各部局及び防災関係機関等は、日頃から災害対策に関する調査・研究に努めるとともに、所属職員に対する災害時の役割などを踏まえた実践的な教育・訓練の実施などを通して、本計画及びこれに関連する他の細部計画等の習熟に努め、災害への対応能力を高めるものとする。

第3節 業務継続計画の策定

大規模な地震発生時においては、本計画に基づく応急対策・復旧復興対策はもとより、市民生活等に重要な業務については、維持・継続して行う必要がある。

そのため、本計画に基づき定める細部活動計画に、市民生活に密接に関係する通常業務を継続・早期復旧させるための手順等も加えるなど、災害対応業務と必要通常業務との位置付けや関連性を明確にした業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定し、隨時見直しを行っていく。

第2章 本市の概況

第1節 自然的条件

1 位置及び面積

本市は神奈川県の南東、三浦半島の中央部にあって、東周は東京湾、西周は相模湾にそれぞれ面している。

市の北端（北緯 35 度 20 分）は夏島町で横浜市金沢区との境の平潟湾に面し、南端（北緯 35 度 11 分）は長井で三浦市初声町に接し、南北はおよそ 15.8 km である。市の東端（東経 139 度 45 分）は鴨居の観音崎で東京湾口に面し、西端（東経 139 度 35 分）は秋谷の長者ヶ崎で三浦郡葉山町に接し、東西はおよそ 15.5 km である。

市域の面積は、100.82 km² であり、三浦半島の約 60% を占めている。

2 地形

本市は、地形的に、北帯山地、中帯山地および南帯山地に大別され、標高 100 ~ 200 m 程度の起伏の多い丘陵・山地からなり、この丘陵地の東側と南側に比較的上面が平坦な台地が分布し、宅地や農地に利用されている。

低地は、谷部と海岸部に分布し、比較的広い低地は小田和湾岸と平作川流域に広がるにすぎず、東京湾岸などの海岸部には狭い低地と埋立地が点在している。

一方、西側は相模湾に接しており、海蝕地帯が多く、その他は概ね砂浜と岬で構成されている。

3 地質

市域の基盤は、数 100 万年以前に堆積した葉山層群や三浦層群と、それよりやや新しい本市北部に分布する上総層群からなっている。これらの基盤は泥岩、砂岩等の軟らかい岩石から構成されている。

丘陵や台地の一部にはやや新しい時代の相模層群がこれらの基盤を覆っている地域もある。相模層群は砂礫や砂などからなり、本市東部の小原台台地や南部の宮田台地に厚く分布している。また、台地の上部や丘陵の頂部には富士山や箱根火山の噴火による火山灰から成る関東ローム層がところにより覆っている。

山地や台地は浸食されて部分的に谷となり、新しい堆積物によって覆われ、さらに川を流下した土砂が海岸部に堆積している。特に、平作川流域は厚さ 50m 以上に達し、軟弱層の厚い地域となっている。

また、近年では海岸部や谷部を埋めた人工地盤から成る盛土地や埋立地が目立ち、盛土は泥岩やローム（粘性質の高い土壤）などを材料として盛られ、埋立地は砂などから形成されている。

4 活断層

本市には、三浦半島断層群において主部と呼ばれる 2 つの活断層がある。

三浦半島断層群主部は、過去の活動時期の違いから、北側の衣笠・北武断層帯と南側の武山断層帯の二つに分けられる。

衣笠・北武断層帯の最新活動時期は、6－7世紀であったと考えられ、信頼度は低いがその平均的な活動間隔は概ね1千9百年－4千9百年程度であった可能性がある。武山断層帯の最新活動時期は、概ね2千3百年前以後、1千9百年前以前であったと考えられ、その平均的な活動間隔は1千6百年－1千9百年程度であったと推定される。

なお、1923年大正関東地震の際に、武山断層帯の陸域部の東端付近で、地震断層が出現したことが知られているが、地震断層が現れた範囲は1km程度とごく短い区間であることから、これは関東地震に付随した活動であり、武山断層帯固有の活動ではないと推定される。

政府の地震調査委員会は、東日本大震災後に本州の東側の地盤がゆるやかに東へ動く地殻変動が続いているために、三浦半島断層群活断層での地震の危険性がこれまでより高くなっているおそれがあるとしている。

第2節 社会的条件

1 人口及び世帯

本市の人口は374,325人、世帯数は165,952世帯（令和6年1月1日現在 出典：横須賀市推計人口）であり、平成5年頃をピークに徐々に減少傾向にある。

人口集中地区は、東京湾沿いの追浜から衣笠、浦賀、北下浦に至る地域と、武、林の県道横須賀三崎線の両側から長井、長坂、佐島の相模湾沿いの地域の2地域で、本市人口の約95%がこの地区に居住している。

また、高齢化と核家族化（単身世帯の増加）が進行しており、特に高齢化の進行を反映して、高齢化率は32.6%に至っている。（出典：令和5年（2023年）1月1日現在 神奈川県年齢別人口統計調査結果）

2 土地利用

本市は軍港を中心に発展してきた歴史的経過から、人口集中地区や交通基盤が東京湾側に集中している。

また、近年のまちづくりの進展により、郊外の丘陵上部や海岸部に住宅団地や大規模な新市街地が開発整備され、工業団地や農地などの土地利用が減少した。

現在の土地利用状況は、山林や農地が約32%、住宅用地が約24%、商業・工業等用地が約8%、道路・鉄道用地が約10%となっている。（出典：平成27年（2015年）都市計画基礎調査）

3 道路

市内の主要道路は、南北軸が国道16号、国道134号、横浜横須賀道路、三浦縦貫道路であり、東西軸が横須賀逗子線、横須賀三崎線、安浦下浦線、本町中山線などである。

一部の路線には、地形の制約から幅員が狭隘で拡幅が難しい区間もあり、道路混雑の一因ともなっていることから、市街地における通過交通のバイパス機能を果たす三浦半島中央道路や、災害時の多重安全性を確保するための国道 357 号の早期整備が望まれている。

また、本市の地形の特質から谷戸などが多く、トンネルや橋りょうが多数存在している。

4 公共交通機関

市内の鉄道路線は、JR東日本の横須賀線、京浜急行電鉄の本線と久里浜線が運行している。

バス路線は、横須賀駅、衣笠駅、浦賀駅、京急久里浜駅を中心に市域を網羅する形で運行している。

第3章 地震及び被害の想定

地震被害想定は、将来市域に発生することが予想される地震の特徴を過去の地震等から明らかにし、地震の発生時期、気象など一定条件下で、地勢、人口密度、土地利用の状況等を前提として被害の様相を想定するもので、震災の予防やその被害に応じた災害応急対策、復旧対策及び復興計画の検討をより効果的に進めることを目的とする。

本市では、平成 25 年度から平成 26 年度にかけて神奈川県が実施した「神奈川県地震被害想定調査」の調査結果から、本市に直接の大きな影響を与える三浦半島断層群の地震、大正型関東地震、南海トラフ巨大地震を想定地震とする。

第1節 想定地震

1 三浦半島断層群の地震

同断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード 7.0 の地震である。

また、同断層群は、文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後 30 年以内の地震発生の可能性が高いグループに属されているため、本計画において災害応急対策の対象地震としている。

2 大正型関東地震

相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 8.2 の地震である。

1923 年の大正関東地震を再現した地震で、国では長期的な防災・減災対策の対象としている。

3 南海トラフ巨大地震

南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震である。

国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、本市は「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域及び南海トラフ地震に伴う津波に係る津波避難対策を強化すべき地域に指定されているため、本計画では、第 5 部で南海トラフ地震防災対策推進計画を定めている。

なお、地震の規模が大きく、長周期地震動による影響を考慮せざるを得ないものの、神奈川県については揺れによる被害が比較的小さくなっている。

第2節 被害の想定

1 設定条件

本計画においては、概ね全項目で被害が最大となり、各関係機関が初動体制を取りにくく、市街に滞留している人が多い、①季節は冬、②発生日時は平日の18時、③風速・風向は近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均を想定条件としている。
(「平成26年度神奈川県地震被害想定調査報告書」から抜粋)

2 想定地震別被害想定

上記設定条件における、本市に予想される被害概要は次のとおりである。

(神奈川県地震被害想定 調査報告書(概要版))

種別	項目	三浦半島 断層群の地震	大正型 関東地震	南海トラフ 巨大地震
モーメントマグニチュード		7.0	8.2	9.0
最大震度		6強	7	5強
最小震度		5強	6弱	4
人的 被害	死者数(津波含む) (人) 津波	370	2,910	210
	負傷者数(津波含む) (人) 津波	4,960	10,640	70
建物 被害	全壊棟数(棟)	8,330	24,220	910
火災 被害	半壊棟数(棟)	22,030	32,460	2,590
自力脱出困難者(人)	出火件数(件)	30	70	0
	焼失棟数(棟)	3,100	5,030	0
避難 者数	1日目～3日目(人)	96,360	187,370	13,930
帰宅困 難者数	1ヵ月後(人)	64,930	132,170	6,790
	直後(人)	14,510	14,510	14,510
エレベータ停止台数(台)	2日後(人)	14,510	14,510	0
		380	390	*
ライフ ライン	電気(停電件数)(軒)	267,400	267,400	267,400
	都市ガス(供給停止)(件)	0	95,180	0
	LPガス(供給支障)(戸)	680	880	0
	上水道(断水人口)(人)	127,350	237,900	0
	下水道(機能支障人口)(人)	21,410	33,860	2,960
	通信(不通回線数)(回線)	150,990	147,360	147,050
災害廃棄物(万トン)		237	547	23

(注) *わずか(計算上0.5以上10未満)

計算上0.5未満は0としている

第4章 市民、自主防災組織、事業者の役割

地震の被害を最小限に抑えるためには、市民、自主防災組織、事業者それぞれの防災力を高め、連携することが重要である。

市民、自主防災組織、事業者が地震に対して適切な行動をとるための、日頃からの構えや役割等は次のとおりである。

第1節 市民の役割

市民一人ひとりが「自分の身は、自分で守る。」との認識を持ち、建物の耐震化や不燃化、家具の転倒防止等に配慮するとともに、震災が発生した場合の救助・支援が実施されるまでの最低3日分、推奨1週間分の食料や飲料水、その他生活用品などの備蓄に努めることが必要である。

そして、万が一の避難に備え、非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、携帯トイレ、医薬品、感染症対策品などを持ち出す準備やペットとの同行避難に対する準備を整えることも必要である。

また、地域の自主防災組織や行政が行う防災訓練や防災に関する行事に積極的に参加し、習得した知識、技能等を地震発生時に発揮できるよう防災行動力を高めることが必要である。

第2節 自主防災組織の役割

地域の防災力を向上するには、地域住民同士の組織的な行動が何よりも効果的である。

そのため、災害時の助け合いを目的とする、地域の実情に即した自主防災組織を積極的に結成し、「自分たちのまちは自分たちで守る。」との認識のもと地域住民が連帯感を持って主体的に参画できる防災協働体制の確立を図ることが必要である。

については、自主防災指導員が中心に自主防災訓練の実施や定期的に防災用資機材の点検を行うなど、自主防災組織の活動を充実させることが必要である。

さらに、災害による犠牲者をより少なくするためにも、高齢者や障害者等の要配慮者を地域ぐるみで守るように努めることも必要である。

第3節 事業者の役割

事業者の役割として、その管理する施設及び設備の耐震性の確保、従業員や利用者の安全確保、経済活動の維持、地域への貢献といった役割を意識して、日頃から防災体制の整備や防災訓練の実施に努める。

併せて、震災時には帰宅困難が予想される従業員等を無理な帰宅をさせるのではなく、一定期間事業所内に留めておくなど、安全を確保するため非常食料等の備蓄その他必要な措置を講ずるなど積極的に防災の推進を図ることが必要である。

また、より被害軽減を図るため、従業員一人ひとりも震災に関する知識や対応能力の習得に努めることが必要である。

第4節 地区防災計画の提案

平成25年の災害対策基本法改正により、地域コミュニティにおける共助による防災活動の推進の観点から、一定の地区内の居住者及び事業者は地区防災計画を作成し、市防災会議へ提案することが出来るようになった。市防災会議は、提案を受け、必要があると認めるときは、本計画に定めるものとする。

現在、定められている地区防災計画は次のとおりである。

(令和4年3月現在、1地区)

「よこすか海辺ニュータウンソフィアステイシア地区防災計画」

第5章 本市及び防災関係機関等の業務大綱

第1節 本市が行うべき業務の大綱

横須賀市	<ul style="list-style-type: none">1 横須賀市防災会議の事務2 防災組織体制の整備3 防災に関する調査研究、教育及び訓練、啓発4 災害教訓の伝承に関する啓発5 防災に必要な物資及び資機材の備蓄並びに整備6 消防活動、その他の応急措置7 情報の収集・伝達及び広報8 避難対策9 被災者に対する救助及び救護の実施10 保健衛生対策11 文教対策12 被害調査13 復旧対策14 その他の災害応急対策15 その他災害発生の防御及び拡大防止のための措置
------	---

第2節 防災関係機関等の業務の大綱

1 指定地方行政機関

関東財務局 横浜財務事務所 (横須賀出張所)	<ul style="list-style-type: none">1 災害時における金融機関等に対する金融上の措置の要請2 主務省の要請による災害復旧事業費の査定の立会3 地方公共団体に対する財政融資資金地方資金の貸付4 災害発生時における地方公共団体等に対する国有財産の無償貸付等
神奈川労働局	<ul style="list-style-type: none">1 工場等事業場における労働災害の防止の指導・援助2 建設現場の統括安全衛生管理の徹底3 復旧・復興工事の労働災害防止の指導・援助4 被災者の雇用対策
関東農政局 神奈川県拠点	<ul style="list-style-type: none">1 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関すること2 応急用食料等の支援に関すること3 食品の需給・価格動向等に関すること
関東運輸局 神奈川運輸支局	<ul style="list-style-type: none">1 災害時における関係機関、輸送機関との連絡調整

関東地方整備局 京浜港湾事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 港湾施設及び海岸保全施設等の整備 2 港湾施設、海岸保全施設等に関する応急対策及び復旧対策の指導、協力 3 港湾施設、海岸保全施設の災害応急対策及び復旧対策 4 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
関東地方整備局 横浜国道事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災上必要な教育及び訓練 2 水防に関する施設及び設備の整備 3 災害危険区域の選定 4 災害に関する予報並びに警報の発表及び伝達 5 災害に関する情報の収集及び広報 6 水防活動の助言 7 災害時における交通確保 8 災害時における応急工事及び緊急対応の実施 9 災害復旧工事の施工 10 再度災害防止工事の施工
第三管区 海上保安本部 横須賀海上保安部	<ol style="list-style-type: none"> 1 大規模地震災害対策訓練等の実施 2 関係者及び国民に対する海上防災講習会等による防災思想の啓発 3 港湾の状況等の調査研究 4 船艇、航空機等による警報等の伝達 5 船艇、航空機等を活用した情報収集 6 活動体制の確立 7 船艇、航空機等による海難救助等 8 船艇、航空機等による傷病者、医師、避難者及び救助物資等の緊急輸送 9 被災者に対する物資の無償貸与又は譲与 10 要請に基づく、関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援 11 排出油等の防除等 12 避難勧告、入港制限、移動命令等船舶交通の整理、指導による海上交通安全の確保 13 警戒区域の設定並びに船舶等の区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示 14 海上における治安の維持 15 危険物積載船舶に対する移動命令、航行制限若くは禁止及び荷役の中止等危険物の保安に関する措置 16 海洋環境への汚染の未然防止及び拡大防止のための適切な措置 17 災害復旧・復興に係る工事に関する海上交通安全の確保

東京管区気象台 横浜地方気象台	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること 2 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること 3 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること 4 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること
国土地理院 関東地方測量部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時等における地理空間情報の整備・提供 2 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言

2 指定公共機関

東日本電信電話(株) 神奈川事業部 (株)N T T ドコモ 神奈川支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信施設の整備及び点検 2 電気通信の特別取扱 3 電気通信施設の被害調査及び災害復旧
日本銀行横浜支店	<ol style="list-style-type: none"> 1 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に関する広報
日本赤十字社 神奈川県支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療救護 2 こころのケア 3 救援物資の備蓄及び配分 4 血液製剤の供給 5 義援金の受付及び配分 6 その他応急対応に必要な業務

日本放送協会 横浜放送局	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
東日本高速道路(株) 関東支社	1 道路の耐震整備 2 道路の保全 3 道路の災害復旧 4 災害時における緊急交通路の確保
KDDI(株)	1 電気通信施設の整備及び保全 2 災害時における電気通信の疎通
東日本旅客鉄道(株)	1 鉄道、軌道施設の整備、保全 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
東京ガス ネットワーク(株)	1 ガス供給施設の災害予防措置 2 災害発生時の応急対策
日本通運(株)横浜支店	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
東京電力パワー グリッド(株)藤沢支社	1 電力供給施設の整備及び点検 2 災害時における電力供給の確保 3 被災施設の調査及び復旧
日本郵便(株) (横須賀郵便局) (田浦郵便局) (久里浜郵便局) (株)ゆうちょ銀行 横須賀支店	1 災害時における郵便物の送達の確保 2 救援物資を内容とする小包郵便物及び救助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除 3 被災者に対する郵便はがきの無償交付及び被災者が差し出す郵便物の料金免除 4 被災者の救護を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除 5 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱 6 被災地域の地方公共団体に対する簡易保険積立金による応急融資

3 指定地方公共機関

京浜急行電鉄(株)	1 鉄道、軌道施設の整備、保全 2 災害対策に必要な物資及び人員の輸送確保 3 災害時の応急輸送対策 4 鉄道、軌道関係被害調査及び復旧
京浜急行バス(株)	1 被災地の人員輸送の確保 2 災害時の応急輸送対策
(一社)横須賀市 医師会 (一社)横須賀市 歯科医師会 (一社)横須賀市 薬剤師会	1 傷病者に対する診察、治療、調剤、応急処置、保健・服薬指導 2 病院又は診療所への転送の手配 3 死亡の確認及び死体の検案 4 医薬品等の優先供給 5 医薬品等の集積場所における医薬品等の仕分け及び管理 6 その他必要と判断した処置等
(株)アール・エフ・ラジオ日本 (株)テレビ神奈川 横浜エフエム放送(株)	1 気象予報、警報等の放送周知 2 緊急地震速報の迅速な伝達 3 災害状況及び災害対策に関する放送 4 放送施設の保安
(株)神奈川新聞社	1 災害状況及び災害対策に関する報道
神奈川県 住宅供給公社	1 災害時における住宅の緊急貸付
(一社)神奈川県 トラック協会	1 災害対策用物資の輸送確保 2 災害時の応急輸送対策
(公社)神奈川県 LPGガス協会 横須賀・三浦支部	1 応急燃料の確保に関する協力 2 復旧用資機材の確保及び復旧対策

4 神奈川県

神 奈 川 県	1 防災組織の整備 2 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整 3 防災知識の普及及び教育 4 災害教訓の伝承に関する啓発 5 防災訓練の実施 6 防災施設の整備 7 防災に必要な物資及び資機材の備蓄、整備 8 地震に関する情報の収集、伝達及び広報 9 緊急輸送の確保 10 交通規制、その他の社会秩序の維持
---------	--

神奈川県	11 保健衛生 12 文教対策 13 市町村が実施する被災者の救助及び救護の応援 14 災害救助法に基づく被災者の救助及び資源配分の連絡調整 15 被災施設の復旧 16 その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置
------	---

5 神奈川県警察

神奈川県警察 (横須賀警察署) (田浦警察署) (横須賀南警察署)	1 警戒体制の確立 2 災害に関する情報の収集及び伝達 3 避難誘導、被災者の救出、その他人命の保護活動 4 行方不明者の捜索、死体の検視・調査等 5 交通規制及び緊急交通路の確保 6 犯罪の予防・取り締まり、その他治安維持活動
--	---

6 自衛隊

自衛隊 (陸上自衛隊東部方面混成団・通信学校) (海上自衛隊横須賀地方総監部)	1 防災関係資料の基礎調査 2 自衛隊災害派遣計画の作成 3 横須賀市地域防災計画に合わせた防災に関する訓練の実施 4 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救護又は応急復旧 5 災害救助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
---	---

7 消防団

消防団	1 消火活動及び救助活動の実施 2 地域住民の避難誘導の実施 3 災害に関する情報の収集、伝達及び被害状況の把握
-----	--

8 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

病院等医療施設の管理者 社会福祉施設の管理者 学校法人	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入院患者等の保護及び誘導 3 災害時における病人等の受入及び保護 4 災害時における被災負傷者の治療及び助産 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における入所者の保護及び誘導 1 避難施設の整備及び避難訓練の実施 2 災害時における応急教育対策計画の確立及び実施
-----------------------------------	--

農業協同組合	1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 農作物災害応急対策の指導 3 農業生産資材及び農家生活資材の確保及びあつ旋 4 被災農家に対する融資のあつ旋
漁業協同組合	1 本市が行う被害状況調査及び応急対策への協力 2 被災組合員に対する融資又は融資のあつ旋 3 漁船及び協同施設の災害応急対策及びその復旧対策の確立
産業経済団体 (横須賀商工会議所)	1 本市が行う商工業関係被害の調査及び応急対策への協力 2 救助用物資及び復旧資材の確保についての協力
金融機関	1 被災事業者等に対する資金融資
危険物施設及び高圧 ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底 2 防護施設の整備

